

令和3年度第6回芽室町総合計画審議会議事録

令和3年12月6日（月）18:30～20:30
めむろーど2階セミナーホール

■出席委員（19名）

大塚委員、岡田委員、片桐委員、黒田委員、児玉委員、小林委員、坂本委員、櫻井委員、佐藤委員、須崎委員、鈴木（智）委員、須藤委員、高橋（圭）委員、高橋（仁）委員、高橋（広）委員、高橋（好）委員、西村委員、花岡委員、山田委員

■欠席委員（1名）

嶋野委員

■事務局

石田政策推進課長、佐々木政策推進課長補佐、村上主任、佐藤

■開会

■副部会長挨拶（会長欠席のため）

■議事 報告事項

資料に沿って、事務局より説明。

副部会長

今の説明に対して、意見・質問はあるか。

委員

資料6の1項目、最近町でキーワードとなっている「まちなか」について、具体的にどこまでの範囲を指すのか。

政策推進課長

役場ではこれまで「中心市街地活性化」という言葉を使っており、これは経済産業省が定めた「中心市街地活性化法」という法律がある。「中心市街地活性化」の考え方は、商業地域の中で商店などを埋めて賑わいを作るというもの。ただ、専門部会でもご意見いただいたが、現実的には商業地域だけではなく、それ以外のところにも賑わいを作っていく必要がある。めむろーどを例に挙げると、商業施設だけではなく、集会機能や1

階のまちの駅なども含めて中心部に人が来ることが町の賑わいに繋がるであろうと考え、「まちなか」という言葉を主に使うこととしている。これが今後の総合計画のカギになると思う。どこまでの範囲を「まちなか」とするかについては、まだ決めていない。法律などで決まっている言葉ではないため、少し大まかに考えている。商店街ではないところも含めて賑わいを作っていく考えを皆さんと共有したい。

委員

「まちなか」の具体的な範囲については、後期実施計画が開始となる際には示されるのか。

政策推進課長

基本的にはおっしゃるとおり。ただ、先ほど申し上げたとおり、ある程度大まかに決めるという選択肢もあると思う。また、来年度、役場だけで決めるのではなくて、町民の皆さんと「まちなか再生」に対して議論する場を設けて、1年程度かけて考え方を共有したいと思っている。

副部会長

他に意見・質問がなければ議事の報告事項を終了し、(2)後期実施計画策定グループワークについて事務局より説明する。

事務局

資料に沿って説明し、グループワークをはじめる。

副部会長

(グループワーク終了後) それでは、本日の会議を終了する。お疲れさまでした。